

# 強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2022年 3月17日 No. 9

J R 東海労新幹線関西地本  
強制出向裁判プロジェクト

## 「第1回口頭弁論」 下茂さんが「出向命令無効」を訴える！

3月17日、大阪地裁810号法廷において、下茂さんと西さんが原告として申し立てている「強制出向裁判」の第1回口頭弁論が行われました。

下茂さんが、原告二人を代表して意見陳述（下記に掲載）を行いました。下茂さんは意見陳述で、J R 東海会社による「54歳原則出向」を悪用した強制出向は、違法・無効であることと、一日も早い大阪運輸所への復帰を訴えました。

第2回口頭弁論は、5月16日10時30分から大阪地裁809号法廷で開廷されます。

### 意見陳述

私、原告下茂は、第1回口頭弁論にあたり一言申し上げます。

私ともう一人の原告である西三喜夫さんとは、つい半年前までは新幹線の運転士をしていました。新幹線の運転士のまま雇用延長し65歳まで働きたいと会社にも希望を伝えていました。

会社による出向の面談が行われましたが、今もなお出向に納得しておらず、同意もしていません。現在、関西新幹線サービックへ出向していますが、二度も出向先会社の取り消しとなって今の会社への出向となりました。取り消しや変更となった理由や謝罪について会社から何の言葉もありません。人の人生をもてあそび家族にも迷惑を掛ける会社に怒りを感じています。

もう一人の原告である西三喜夫さんも、同様に出向には反対の意思を明らかにしています。西さんも一度出向取消しとなって、就労条件も明確に出来ない会社への出向となりました。

被告は、この度の出向を「就業規則28条および28条の2に基づいたもの」と言っていますが、それは違います。

私と西さんに対するこの度の出向は、本人への同意も説明もなく、出向先が二転三転したことからも、就業規則28条に基づいた出向でないことは明らかです。また、就業規則28条の2にある「54歳原則出向」は、過去、退職年齢が55歳から60歳になる時、社員の雇用の場の確保を主な理由として設けられた条文です。現在、60歳定年となってから30年が経過し、定年が更に65歳へと延長されつつあり「54歳原則出向」は現状に当てはまらないものです。

私は、現在、J R 東海労大阪運輸所分会の書記長及び新幹線関西地方本部において、業務委員の組合側のメンバーとして会社との交渉委員をやっています。西さんは、地方本部の組織部長という組織の重責を担っています。

被告は、原告である私と西さんの組合活動を妨害し、否定するために今回の出向を強行・強制しているのです。被告は、多くのJ R 東海労組合員が対象者になるように、コロナ禍を口実にして、もはや死文化したと言える就業規則28条の2にある「54歳原則出向」を悪用したのです。

以上のように、私たちに対する会社の出向命令は、違法・無効なものであり認められません。被告の行為は、私たち労働者の権利を奪い、生活権を脅かしています。一日も早く新幹線運転士に復帰出来るよう当裁判所において正しい判断を委ねたいと思います。

